

志布志市新商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市内事業者が志布志市の地域資源を活用し志布志市独自の商品を企画・開発を行うための調査を、鹿児島県大隅加工技術研究センターや鹿児島県水産技術開発センターを使用するにあたり必要となる経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付対象者となる事業者は志布志市内で生産、加工、製造を営む事業者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、第2条の補助金対象者が継続的な製造及び販売を目的として行う新たな商品の開発事業とする。

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は次に掲げるものとする。

- (1) 鹿児島県大隅加工技術研究センターや鹿児島県水産技術開発センターでの調査費、機械装置・設備類の借上げ料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助金対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、志布志市新商品開発支援事業補助金交付申請書その他、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費明細書
- (3) その他事業の参考となる資料

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、志布志市市新商品開発支援事業実績報告書の他、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。